

株式会社クレハ分析センター 約款

〔目的〕

第 1 条 本約款は、株式会社クレハ分析センター（以下「K S L」という）が委託者であるお客さま（以下「お客さま」という）から受託する分析・測定・試験・検査・解析・評価または試料採取を伴う環境調査等（以下「本業務」という）を遂行するにあたり、お客さまと K S L の間で成立した個別契約（第 3 条〔個別契約の成立〕にて定義）の円滑な履行のために基本的事項を定めることを目的とします。

〔適用〕

第 2 条 お客さまおよび K S L は、第 3 条〔個別契約の成立〕に基づき成立した個別契約および本約款の定めに従い個別契約を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

2. K S L は、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

〔個別契約の成立〕

第 3 条 本業務の委受託契約（以下「個別契約」という）は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。

- (1) お客さまのお問い合わせ（K S L 所定の分析依頼書等）に基づいて K S L が見積書を提示し、お客さまがこれを承諾したとき。
- (2) お客さまのお申込み（電話等口頭を含む）に対し、K S L が受託を承諾したとき。

〔試料等の提供・返却〕

第 4 条 お客さまには、本業務に必要な試料および危険性などの技術情報や、試料採取現場における危険性（以下「技術情報」という）を K S L に無償で提供いただきます。

2. K S L は、別段の定めがない限り、本業務の終了後は返却可能な試料を速やかにお客さまに返却します。

〔報告書〕

第 5 条 K S L は、個別契約で定められた期日までに報告書をお客さまに提出します。

2. K S L は、別段の定めがない限り、報告書の写しを報告書提出後 3 年間保管します。

〔委託料金の支払〕

第 6 条 お客さまには、別段の定めがない限り、個別契約で定めた委託料金を消費税額相当分と併せて、K S L が発行する請求書に記載された期日または期日の記載がない場合は請求書の発行月の翌月末日までに、K S L の指定する銀行口座に振り込み支払いただきます。振り込み手数料は、お客さまのご負担とします。

〔秘密保持〕

第 7 条 K S L は、本業務の内容および結果ならびにお客さまから開示された技術情報のうち開示時点で秘密と特定された事項（以下総称して「本秘密情報」という）に関して秘密を厳守し、お客さまの書面による事前の同意なしには、これらを本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは本秘密情報から除外するものとします。

- (1) お客さまから開示を受けた際、既に公知または公用となっていたもの。
- (2) お客さまから開示を受けた際、既に K S L が保有していたもの。
- (3) お客さまから開示を受けた後に、K S L の責によらないで公知または公用となったもの。
- (4) K S L が正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの。
- (5) K S L が独自に開発したもの。

2. K S L が、法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指示等により本秘密情報の開示を要求された場合には、お客様に対し、その旨直ちに通知するものとします。この場合、K S L は法的手続において求められる限度において本秘密情報を開示することができるとします。

3. 第 1 項の規定に拘わらず、K S L は、本業務の全部または一部を第三者に再委託するときは、本秘密情報を当該再委託先に開示することができます。ただし、K S L は、当該再委託先に対して、K S L が本条の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。

〔責任〕

第 8 条 お客さまが本業務の結果を利用することにより生じた損害については、K S L は一切責任を負いません。

2. 第 5 条〔報告書〕に基づく報告書の提出後 1 年以内に、K S L の責めに帰すべき理由によって本業務に誤りがあったことが判明したときは、K S L とお客さまは協議の上、次のいずれかの措置をとるものとします。

- ① K S L の費用負担のもとに本業務の再実施を行なう。
- ② 委託料金の減額または支払済みの委託料金の全部または一部を返還する。

3. K S L は、本業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

〔個別契約の変更・解約〕

第 9 条 お客さまおよび K S L は、個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、書面により、個別契約を変更または解約することができるものとします。この場合、委託料金は、両者協議の上当該書面にて相当と認められる金額に変更するものとします。

〔安全・衛生〕

第 1 0 条 お客さまから提供された本業務における技術情報が十分ではなく、これに起因して安全および衛生上の問題が生じた場合は、本業務の中断もしくは、安全および衛生上の対策を講じた上での本業務再開を双方合意の上決定するものとします。その際に追加の安全および衛生対策にかかる費用は別途請求する場合があります。

〔不可抗力〕

第 1 1 条 天災地変、法令の改廃制定、公権力による処分、その他不可抗力により個別契約の全部または一部の履行が不能となった場合または履行遅滞となった場合は、お客さまおよび K S L は相手方にその旨を通知するものとし、両者協議してその措置を決定するものとします。

2. 前項の履行不能または履行遅滞の場合、お客さまおよび K S L は、相手方に対して責めを負わないものとします。

〔協議事項〕

第 1 2 条 本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議の上解決するものとします。

〔有効期間〕

第 1 3 条 本約款の有効期間は、個別契約成立の日から、第 6 条〔委託料金の支払〕に基づく、お客様の支払が終了した日までとします。なお、第 7 条〔秘密保持〕の規定は、本約款の有効期間終了後も 5 年間、第 8 条〔責任〕第 2 項の規定は本約款の有効期間終了後も 1 年間、第 8 条〔責任〕第 1 項および第 3 項の規定は、本約款の有効期間終了後も有効に存続します。